

避難確保計画

《洪水時・土砂災害時》

【施設名： サニーキッズいさはや 】

令和 3 年 6 月 1 日 作成

避難確保計画のうち、「1 基本事項」から「6 防災教育及び訓練の実施」までは、作成後に市（福祉担当）へ提出が必要です。

また、「7 自衛水防組織の業務に関する事項」は、自衛水防組織（設置は任意）を設置する場合に、市（福祉担当）へ提出が必要です。

別紙 1～5、別添、別表 1、別表 2 はそれぞれ作成のうえ、それぞれの施設で管理してください。

提出期限は、2019年5月31日（金）です。

目 次

- 1 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 計画の目的
- (2) 計画の報告
- (3) 計画の適用範囲
- (4) 施設の概況
- 2 防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 事前対策
- (2) 参集基準
- (3) 各班の任務と組織
- (4) 防災体制確立の判断時期及び役割分担
- 3 情報収集・伝達・・・・・・・・・・・・
- (1) 情報収集
- (2) 情報伝達の内容・連絡先等
- 4 避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・
- (1) 避難基準
- (2) 避難場所
- (3) 避難方法
- (4) 避難経路
- 5 避難の確保を図るための施設の整備・・・・・・・・
- (1) 避難確保資器材等一覧
- (2) 浸水を防ぐための対策
- 6 防災教育及び訓練の実施・・・・・・・・・・・・
- (1) 防災教育
- (2) 訓練
- (3) 実施時期

《別紙》

- 1 防災体制一覧表
- 2 施設職員緊急連絡網
- 3 外部機関等への緊急連絡先一覧
- 4 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 5 対応別避難誘導方法一覧表

1 基本事項

(1) 計画の目的

要配慮者利用施設整備避難計画（以下、「計画」という。）は、水防法第15条の3第1項・土砂災害防止法第8条の2の規定に基づくものであり、本施設の利用者の洪水・土砂災害時またはその恐れがある場合に、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(2) 計画の報告

計画を作成、又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

(3) 計画の適用範囲

この計画は、サニーキッズいさはや（以下、「施設」という。）に勤務する職員（以下、「施設職員」という。）及び施設の利用者及び計画に基づき避難する際に施設に滞在する者（以下、「利用者等」という。）に適用する。

(4) 施設の概況

①人数

利用者（名）			施設職員（名）		
曜日	昼間	夜間	曜日	昼間	夜間
月～土	10名	0名	月～土	6名	0名

②建物

構造	階数	使用階数
鉄筋コンクリート	3階建て	1階

③（浸水・土砂災害）の危険性

対象河川	想定浸水深
本明川	0.5～3m
土砂災害警戒区域該当箇所	土砂災害特別警戒区域該当箇所
なし	なし

2 防災体制

(1) 事前対策

ア. 平常時の準備

- 施設内の移動に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動する。
- 避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる個所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

イ. 事前の準備

- 台風接近等あらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合は、デイサービスの中止等を検討するとともに、各施設職員の分担を再確認する。

(2) 参集基準

施設外にいる施設職員は、以下のとおり参集する。

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 台風接近が予想される場合 ■ 大雨が予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象情報等の情報収集 	施設職員 全員
防災当番 職員参集	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大雨警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象情報等の情報収集 ■ 避難準備 	防災当番 施設職員
全職員 参集	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ■ 避難準備・高齢者等避難開始等が発令された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気象情報等の情報収集 ■ 関係行政機関等への連絡・通報 ■ 避難誘導 	施設職員 全員

(3) 各班の任務と組織

各班の役割は以下のとおりとし、施設職員の班分けは「別紙1 防災体制一覧表」に記載する。

指揮班	施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
情報収集班	気象情報・前兆情報・被害情報の積極的な情報収集を行い、各班へ報告・伝達する。
避難誘導班	避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合や前兆現象等を発見した場合に、利用者等を安全な場所へ誘導する。

(4) 防災体制確立の判断時期及び役割分担

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>下記のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諫早市に洪水注意報発表 ・<u>本明川（裏山）の水位が氾濫注意水位（2.7m）を超過</u> ・<u>半造川（埋津）の水位が氾濫注意水位（3.5m）を超過</u> 	注意体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅送迎対応可否の確認 ・気象情報・水位情報等の情報収集 ・使用する資機材の準備（夜間など必要と判断した場合） ・自宅送迎可の場合は送迎開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員 ・情報収集班 ・避難誘導班 ・送迎対応職員
<p>下記のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諫早市に避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・<u>本明川（裏山）の水位が避難判断水位（3.0m）を超過</u> ・<u>半造川（埋津）の水位が避難判断水位（3.6m）を超過</u> ・諫早市に洪水警報発表 ・土砂災害の前兆現象の発生 <p>※上記の発令や発表の前に危険と判断した場合は避難を開始する</p>	警戒体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報・水位情報等の情報収集 ・保護者への事前連絡 ・使用する資機材の準備 ・避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集班 ・避難誘導班
<p>下記のいずれか該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諫早市に避難勧告または避難指示（緊急）の発令 ・諫早市に土砂災害警戒情報発表 ・<u>本明川（裏山）の水位が氾濫危険水位（3.7m）を超過</u> ・<u>半造川（埋津）の水位が氾濫危険水位（4.3m）を超過</u> <p>※上記の発令や発表の前に危険と判断した場合は避難を開始する</p>	非常体制確立	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導班

3 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとし、職員間で情報を共有する。

収集する情報	収集方法	職員間の共有方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 気象庁 HP Http://www.jma.go.jp	メール等
洪水予報・河川水位	インターネット 「川の防災情報」〇〇川の水位到達情報発表状況 「川の防災情報」〇〇川の水位観測所の水位 気象庁 HP の洪水予報のサイト	メール等
土砂災害警戒情報	防災無線、防災メール、テレビ、ラジオ、インターネット	メール等
市が発令する避難情報	防災メール、テレビ、ラジオ、インターネット	メール等
前兆現象	目視等（把握できる限り）	メール等
被害情報	目視等（把握できる限り）	メール等

(2) 情報伝達の内容・連絡先等

- ①「別紙2 施設内緊急連絡網」、公式LINE等を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を利用者等及び施設職員で共有する。
- ②「別紙3 外部機関等の緊急連絡先一覧表」を用いて、必要な外部機関へ連絡する。
- ③前兆現象等の情報は、下記のとおり速やかに報告先に伝達する。

報告対象情報	伝達手段	報告先
前兆現象	TEL0957-22-2366 FAX0957-24-0901	諫早市役所（防災担当）、消防等
被害情報	TEL0957-22-2366 FAX0957-24-0901	諫早市役所（防災担当）、消防等
避難の開始	TEL0957-22-2366 FAX0957-24-0901	諫早市役所（福祉担当、防災担当）、消防等
避難の状況	TEL0957-22-2366 FAX0957-24-0901	諫早市役所（福祉担当、防災担当）、消防等

4 避難誘導

発災時の避難誘導は、次のとおり行う。

(1) 避難基準

ア. 市が発令する避難情報や気象情報等に基づく判断

次の気象情報の発表や避難情報の発令があった場合、避難等を開始する。

■避難準備・高齢者等避難開始

■本明川（裏山）の水位が避難判断水位（3.0m）を超過

■半造川（埋津）の水位が避難判断水位（3.6m）を超過

■諫早市に洪水警報発表

イ. 前兆現象等による判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所等の情報を待つことなく避難を開始する。

〈土砂災害の前兆現象〉

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根が切れる音がする。
- ・斜面が膨らみだす。
- ・地鳴りがする。

(2) 避難場所

避難時は、下表の避難場所①まで誘導する。ただし、避難場所までの避難が困難な場合は、近隣の避難場所②に避難する。いずれも危険な場合は、屋内安全確保を行う。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①	北諫早小学校 屋内運動場	(1000) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 (3) 台
避難場所②	見松会しろみ	(1500) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 車両 (3) 台
屋内安全確保	施設 3階	1階→3階	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台

(3) 避難方法

避難開始時は、避難開始を館内放送等で、施設職員、利用者等に周知する。

これより、(場所)へ、(移動手段)により、避難を開始します。

ア. 避難場所への避難の場合

- ・避難場所までの移動は、車によるものとする。
(利用者○名、施設職員○名)
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

イ. 施設内避難の場合

- ・施設建物3階への避難は、徒歩によるものとする。
- ・施設内の各部屋からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

(4) 避難経路

避難場所までの移動経路は、以下のとおりとする。

ア. 避難場所への避難の場合

- ・避難場所までの移動は、国道207号道路経由とする。(別添経路図のとおり)

イ. 施設内避難の場合

- ・施設内の避難経路は、階段を使用する。

避難経路図

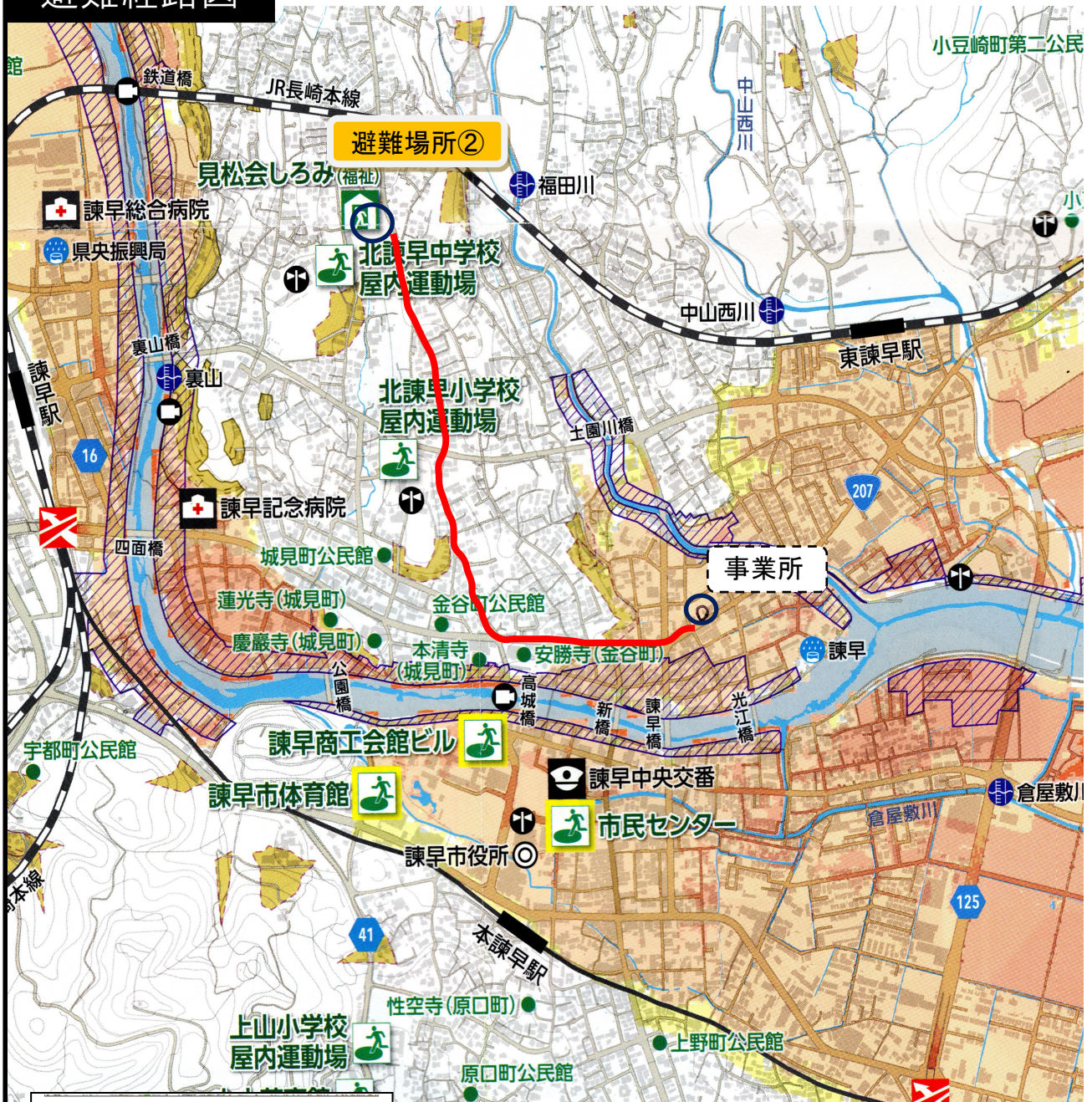


凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 0.3m未満の区域
- 0.3m~0.5m未満の区域
- 0.5m~1.0m未満の区域
- 1.0m~3.0m未満の区域
- 3.0m~5.0m未満の区域

避難経路図



凡例
 浸水した場合に想定される水深
 (ランク別)

	0.3m未満の区域
	0.3m~0.5m未満の区域
	0.5m~1.0m未満の区域
	1.0m~3.0m未満の区域
	3.0m~5.0m未満の区域

5 避難の確保を図るための施設の整備

(1) 避難確保資器材等一覧

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、以下に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備 蓄 品	
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> ファックス <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input checked="" type="checkbox"/> タブレット <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input checked="" type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input checked="" type="checkbox"/> 電池 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり3日分） <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり3日分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 ※大規模災害時は、1週間分
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input checked="" type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋 <input checked="" type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （ ）

(2) 浸水を防ぐための対策

浸水を防ぐための対策については、以下に示すとおりとする。

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（ ）

6 防災教育及び訓練の実施

(1) 防災教育

施設管理者は、洪水・土砂災害の危険性や前兆現象等、避難に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性の理解促進に努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

《主な内容》

- 洪水時の気象状況について、土砂災害の前兆現象について
- 情報収集及び伝達体制
- 避難判断・誘導
- 計画の周知

(2) 訓練

利用者等を対象に、(洪水)に対する避難確保計画の内容を把握するため、原則、研修と一体的に実施することを基本とする。

《主な内容》

- 情報収集及び伝達
- 避難判断
- 誘導

(3) 実施時期

訓練は、次の年間計画に基づき、出水期前に行うとともに、年間3回行う。
※年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、実施する。

《防災教育及び訓練の年間計画》

